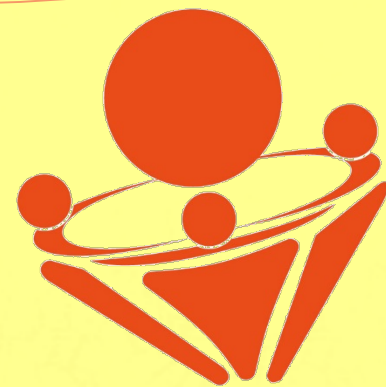


民進党

共生社会創造に向けた民進党11の提案 (共生イレブン)

「最終とりまとめ」より抜粋した11の重点政策

民進党共生社会創造本部



中間とりまとめ（2015.12）後、 全国でフォーラムを開催



共生社会
創造フォーラム
2月7日
大分



共生社会創造本部「とりまとめ」フレーム

中間とりまとめ
(2015. 12. 22)

全国11カ所で開催した
フォーラムで頂いた意見

党内、有識者の意見

最終とりまとめ

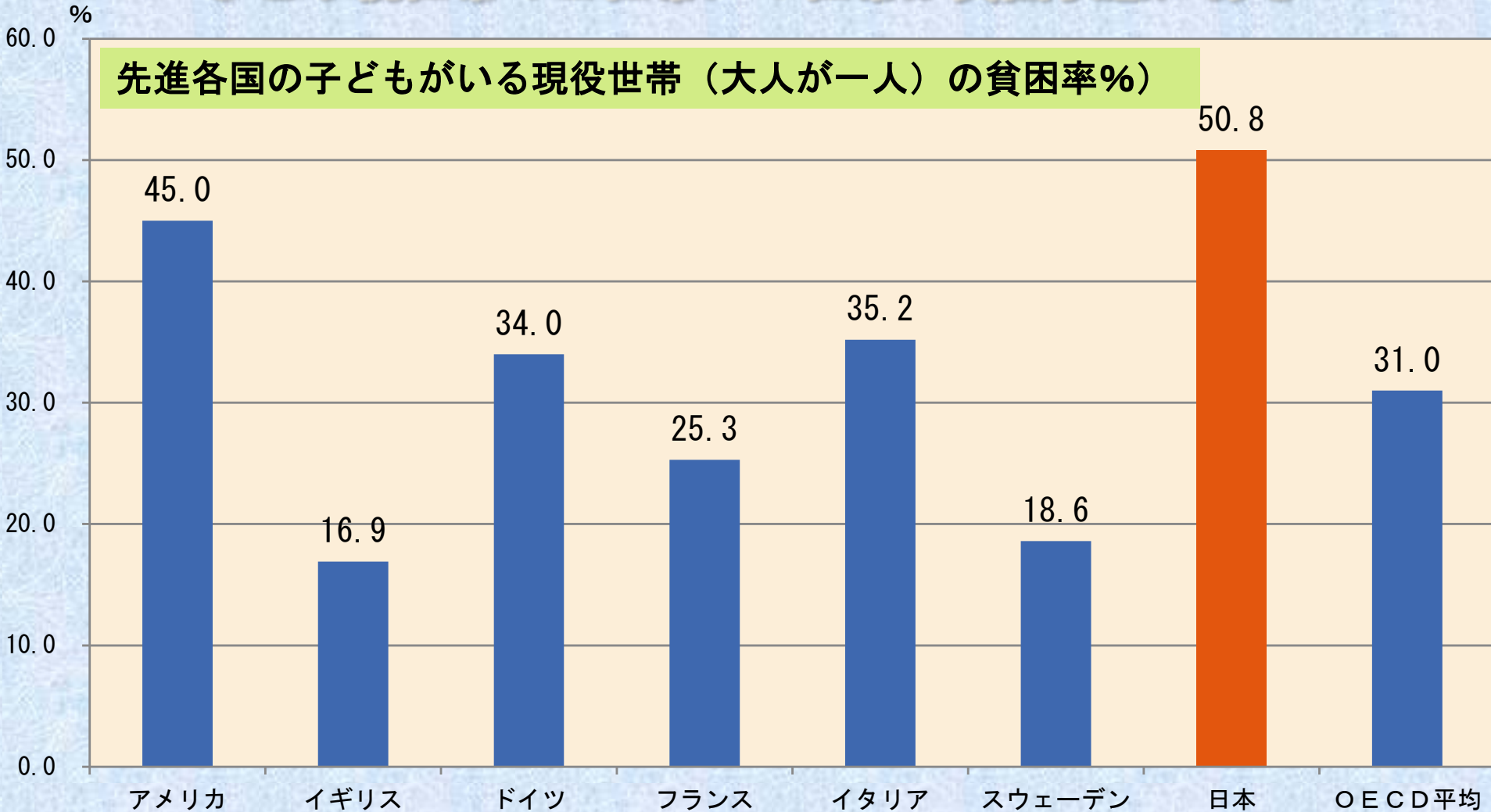
共生イレブン
11の重点政策

私たちの目指す共生社会とは

一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様性を認めつつ互いに支え合い、全ての人に居場所と出番がある、強くてしなやかな社会

共生イレブン 1 (教育格差の壁を打ち破る)

日本は先進国でひとり親家庭の貧困率が最も高い ～ひとり親世帯の2世帯に1世帯が貧困状態にある～



出典：OECD(2014) Family database"child poverty" 日本は2009年の数値

児童扶養手当の大幅引き上げ

現在の児童扶養手当

1. 支給額

第1子 最大42,000円
(収入により変動)

第2子 5,000円

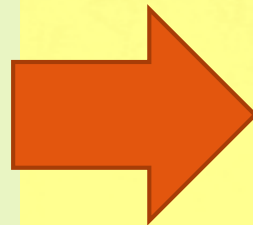
第3子以降 3,000円

2. 支給対象年齢

18歳の誕生日の後に
最初にくる3月31日まで

3. 支給回数

1年に3回



民進党の提案

1. 支給額

第1子 最大42,000円
(収入により変動)

第2子 **10,000円**

第3子以降 **10,000円**

2. 支給対象年齢

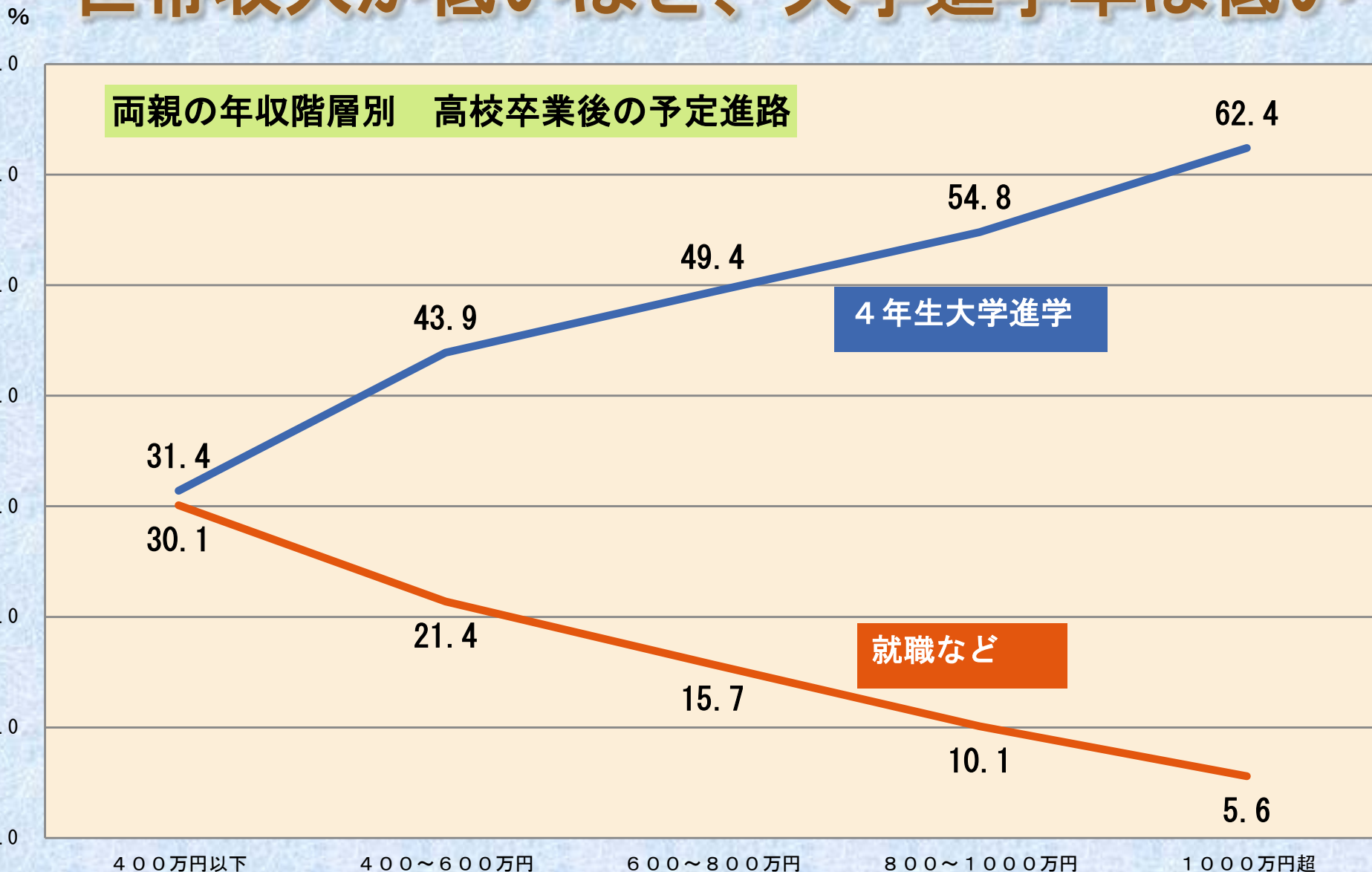
20歳の誕生日の後に
最初にくる3月31日まで

3. 支給回数

1年に12回 (毎月支給)

共生イレブン 2 (教育格差の壁を打ち破る)

世帯収入が低いほど、大学進学率は低い



渡しきり (給付型) 奨学金の創設

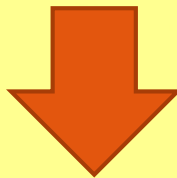
～能力と意欲があれば、誰でも大学に行くことのできる社会を実現する～

★目標

GDPに占める公財政教育支出の割合をOECD平均並に引き上げ、教育にかかる家計の負担を大幅に引き下げる。

【GDPに占める公財政教育支出 (2011年)】

OECD平均 = 5.6% 日本 = 3.8%

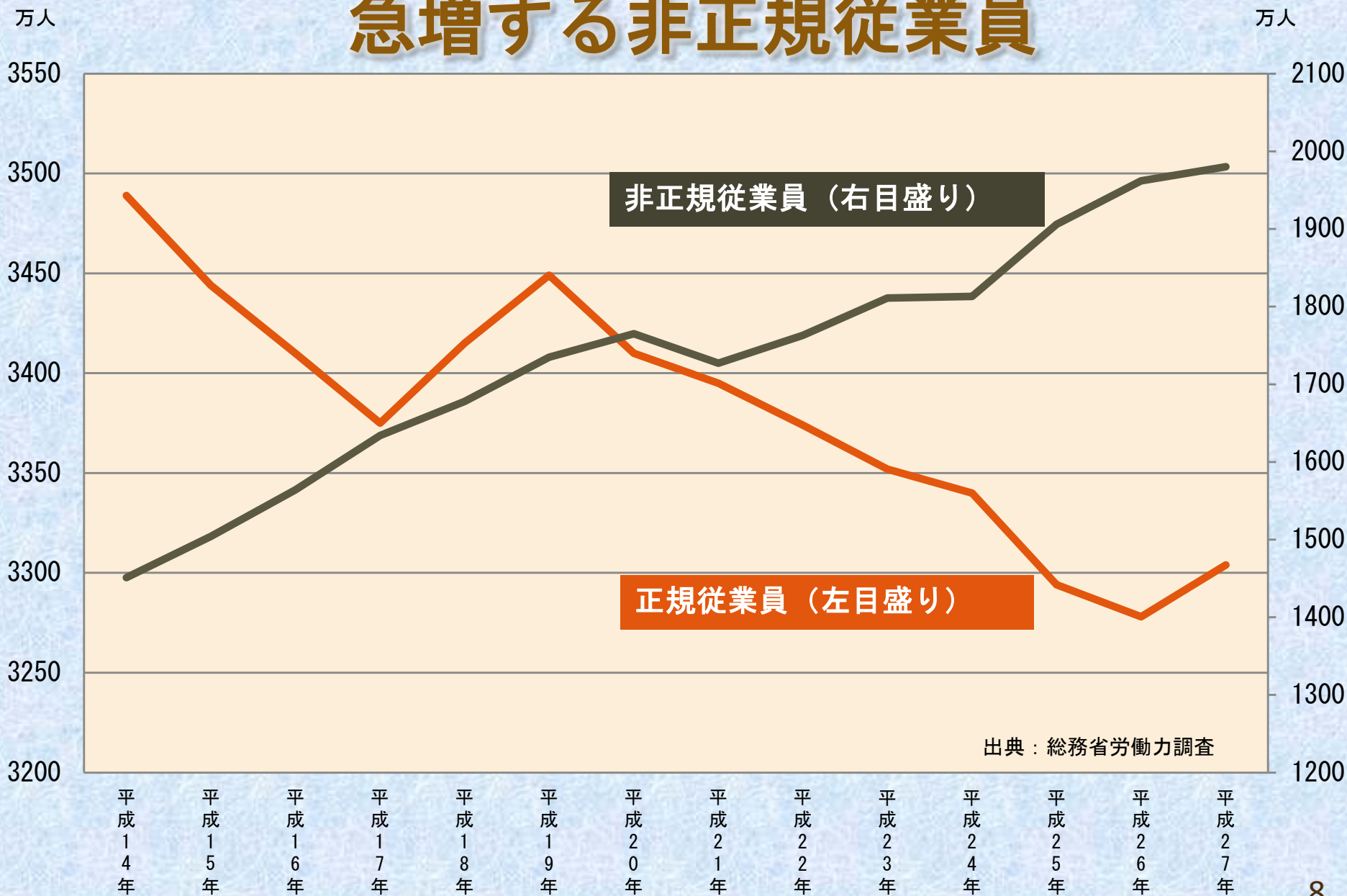


★第一歩として

一定の要件の下、返済不要の渡しきり (給付型) 奨学金を創設する。合わせて大学授業料の減免措置拡大を検討。

共生イレブン 3 (雇用格差の壁を打ち破る)

急増する非正規従業員



有期雇用の入り口規制を導入する

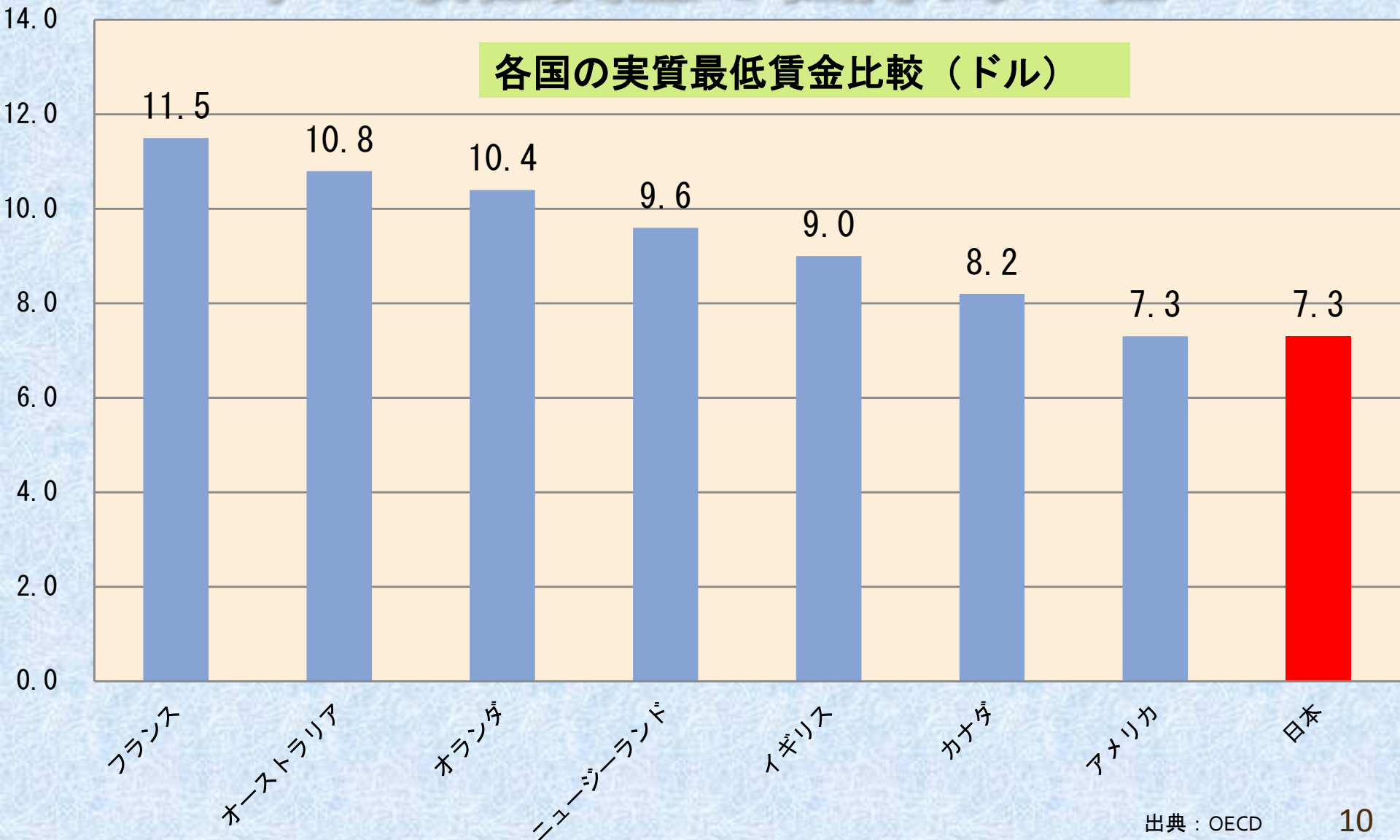
現在、有期雇用（期間の定めがある雇用）に対する法律上の制限はなく、会社は自由に有期で人を雇うことができる。



以下の原則を法律で定める。

- 雇用の原則を無期雇用（期間の定めのない雇用）とする。
- 「対象となる仕事に期限がある」など、合理的な理由がある場合に限り、有期雇用を可能とする。

日本の最低賃金は国際的に低い



最低賃金を引き上げる

日本の最低賃金（2015年度）

全国平均798円 最高額907円 最低額693円



- 2020年までに全国平均で最低賃金を1,000円に引き上げる。
- 全国を4区分にすることで地域間格差を広げている現在の最低賃金制度の仕組みを見直す。

保育士の待遇が低いことが、 待機児童の大きな原因

保育士の
賃金が安い

保育士
不足

待機児童

賃金が安い

保育士 21万9千円 < 全産業平均 33万3千円

人手不足（有効求人倍率）

保育士 2.44 < 職業計 1.23

介護職・保育職の待遇を改善する

- 3月2日に「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」を提出
⇒月額平均1万円の賃金アップ
- 3月24日に「保育士、幼稚園教諭等の人材確保に関する特別措置法案」を提出
⇒月額平均5万円の賃金アップ

社会保険の適用拡大

民主党政権

- 非正規などが厚生年金・健康保険に加入しやすくするための法律改正を実現
⇒本年10月に約25万人が新たに加入

2016年国会

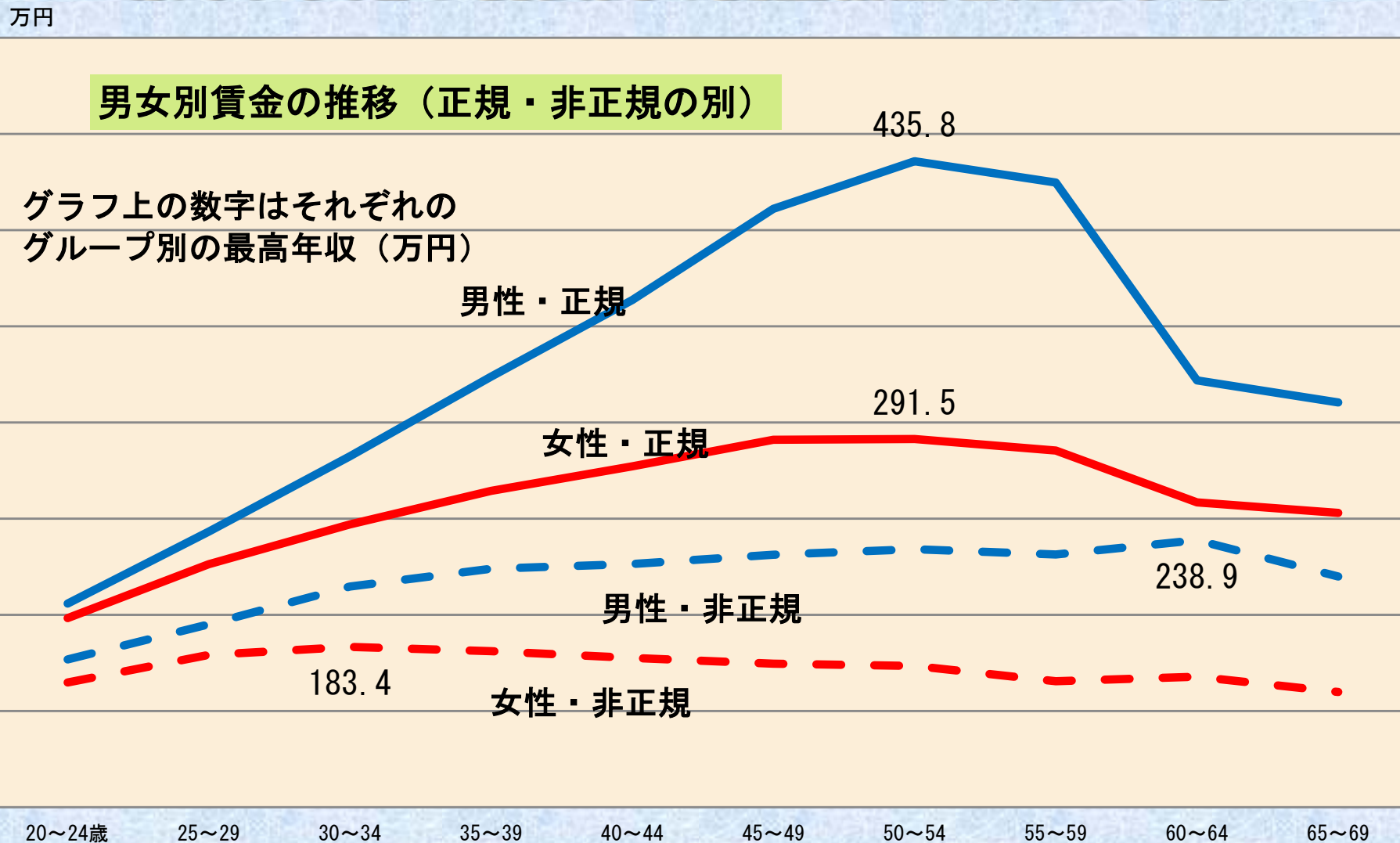
- 中小企業が新たに人を雇った場合、企業が負担する従業員の社会保険料（保険料全体の1/2）を国が助成する法案を国会に提出

目標

- 会社で働く人は、どのような雇用形態であっても、原則全員厚生年金に加入できるようにする

共生イレブン 7 (男女格差の壁を打ち破る)

「同一価値同労働同一賃金」を実現し、
余りに大きい男女間の賃金格差を是正する



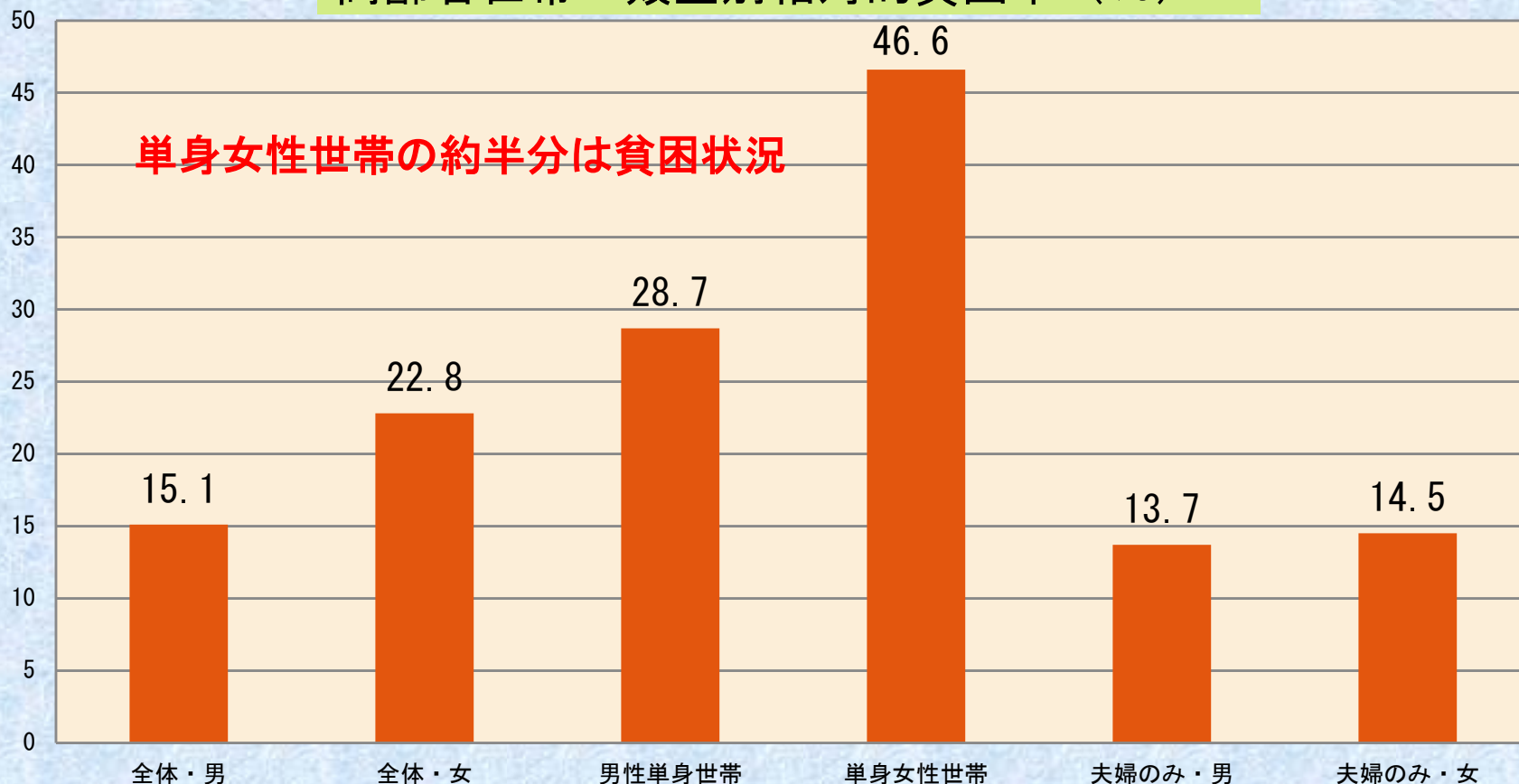
選択的夫婦別姓を実現する

夫婦の姓を巡る各国の状況

| | |
|------|-------------------------|
| 日本 | 同姓 (1898年までは別姓) |
| アメリカ | 州によって異なる |
| ドイツ | 同姓か結合姓 近年の法改正で別姓も可能に |
| フランス | 別姓。妻は夫の姓も可 |
| イタリア | 夫は自分の姓、妻は結合姓 |
| ロシア | 同姓、別姓、結合姓から選べる |
| 中国 | 別姓 |
| 韓国 | 別姓 |
| タイ | 夫か妻の姓 |

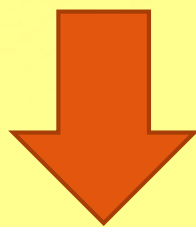
低年金者に対する支援

高齢者世帯 類型別相対的貧困率 (%)



低年金者に対する支援

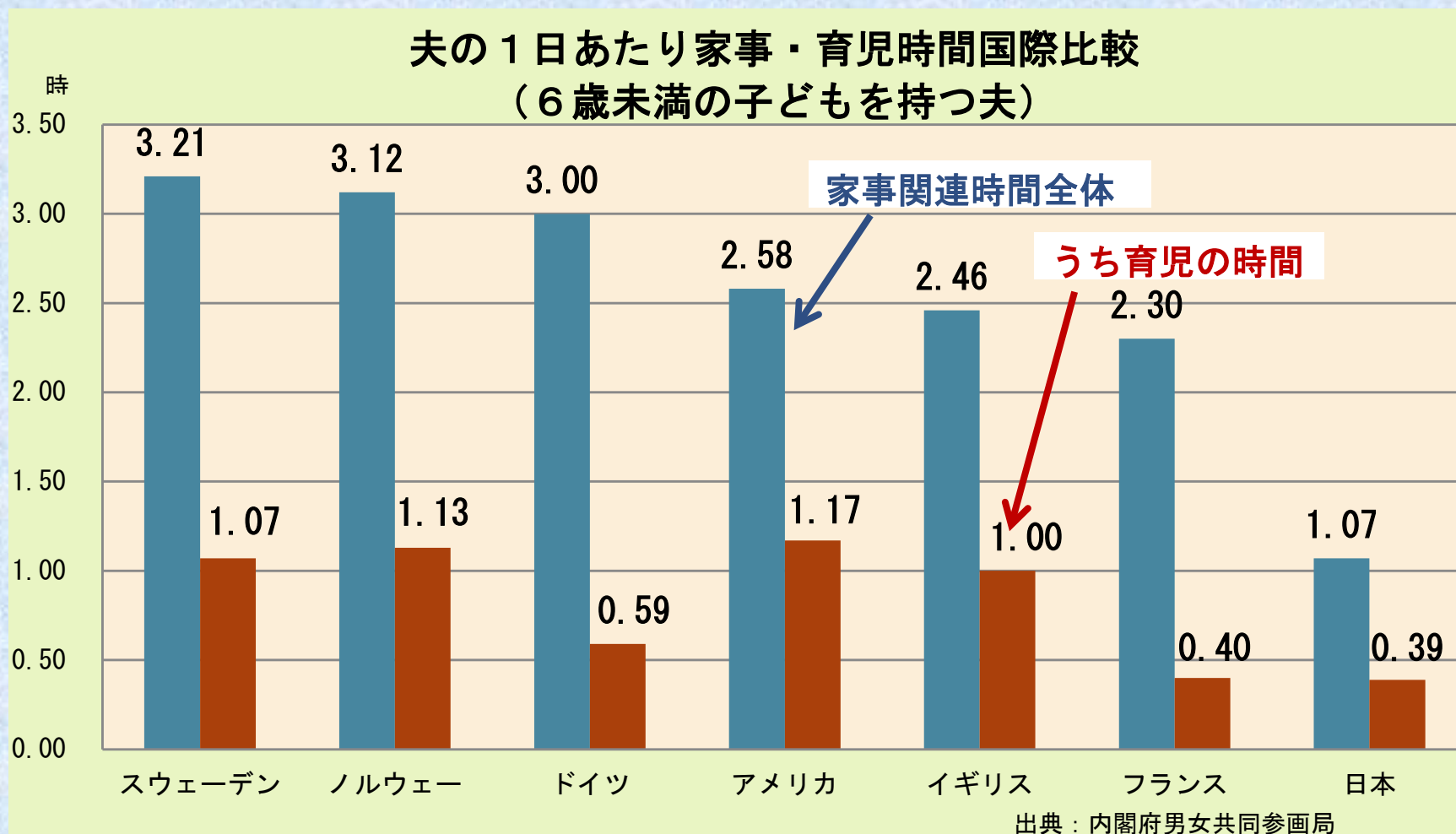
- 国民年金を受給する高齢女性の場合、夫の年金が無くなる単身世帯になると、極めて低額の年金となり、生活に困窮するケースが多い



- 高所得の年金受給者に対する国庫負担部分の年金給付を減額し、これを財源に低額国民年金のかさ上げを行う。

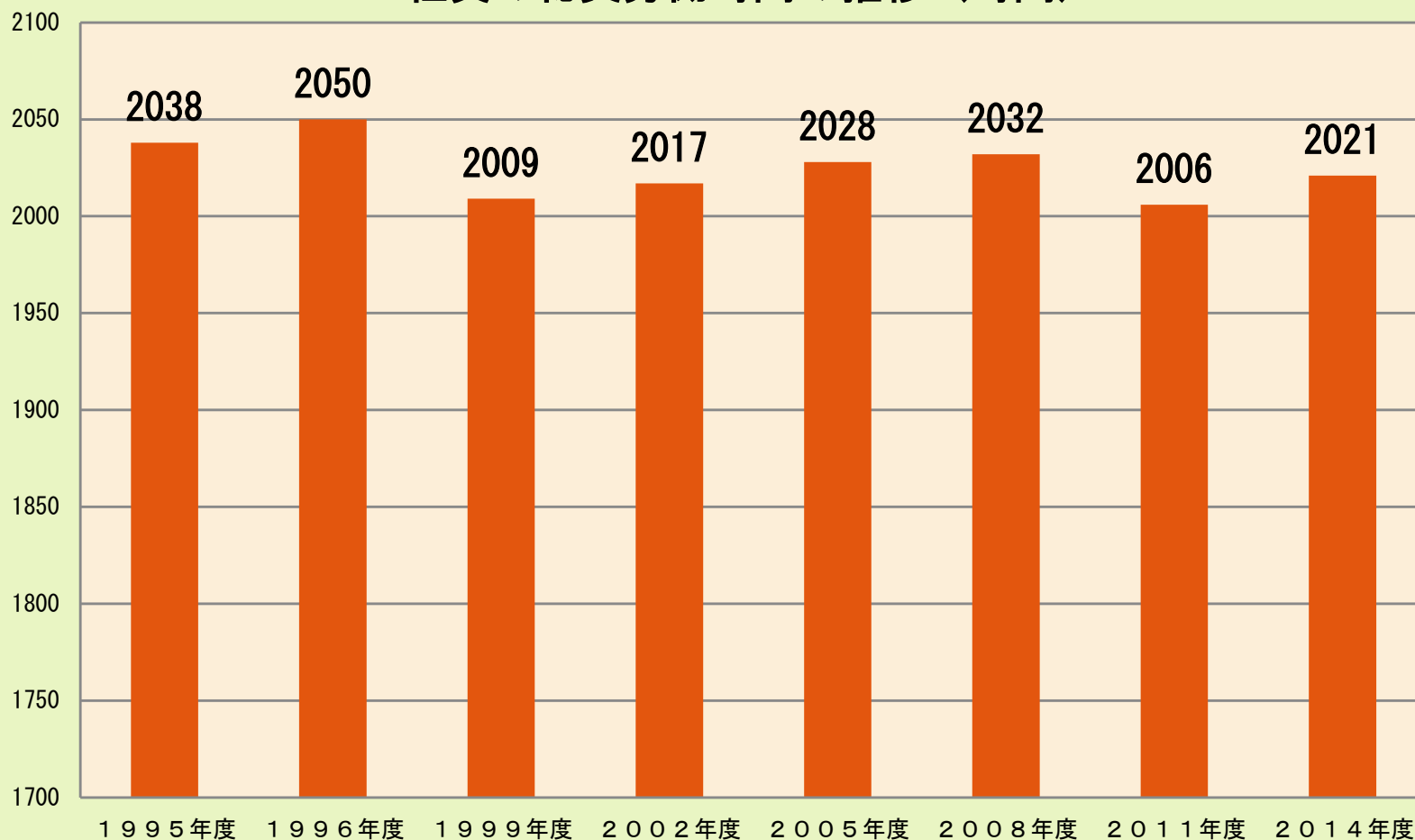
共生イレブン 10 (長時間労働の壁を打ち破る)

日本の男性の家事・育児時間は非常に少ない



全く減っていない日本の正社員の労働時間

正社員の総実労働時間の推移 (時間)



資料出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

労働時間規制の強化 インターバル規制の導入

現在の労働時間規制

【原則】 1日8時間、週40時間（労働基準法32条）

【例外】 労使で時間外労働協定（36協定）を締結すれば、一定の限度内で時間外労働が可能（労働基準法36条）

【例外の例外】 「特別条項付き36協定」を締結すれば、**臨時的に**限度時間を超えて時間外労働を行わせることができる。

⇒実態：**「臨時的」が「恒常的」**になり、また違法である**「サービス残業」**がはびこることで、実質的に際限のない労働を強制させられることがある。



以下を法律で定める

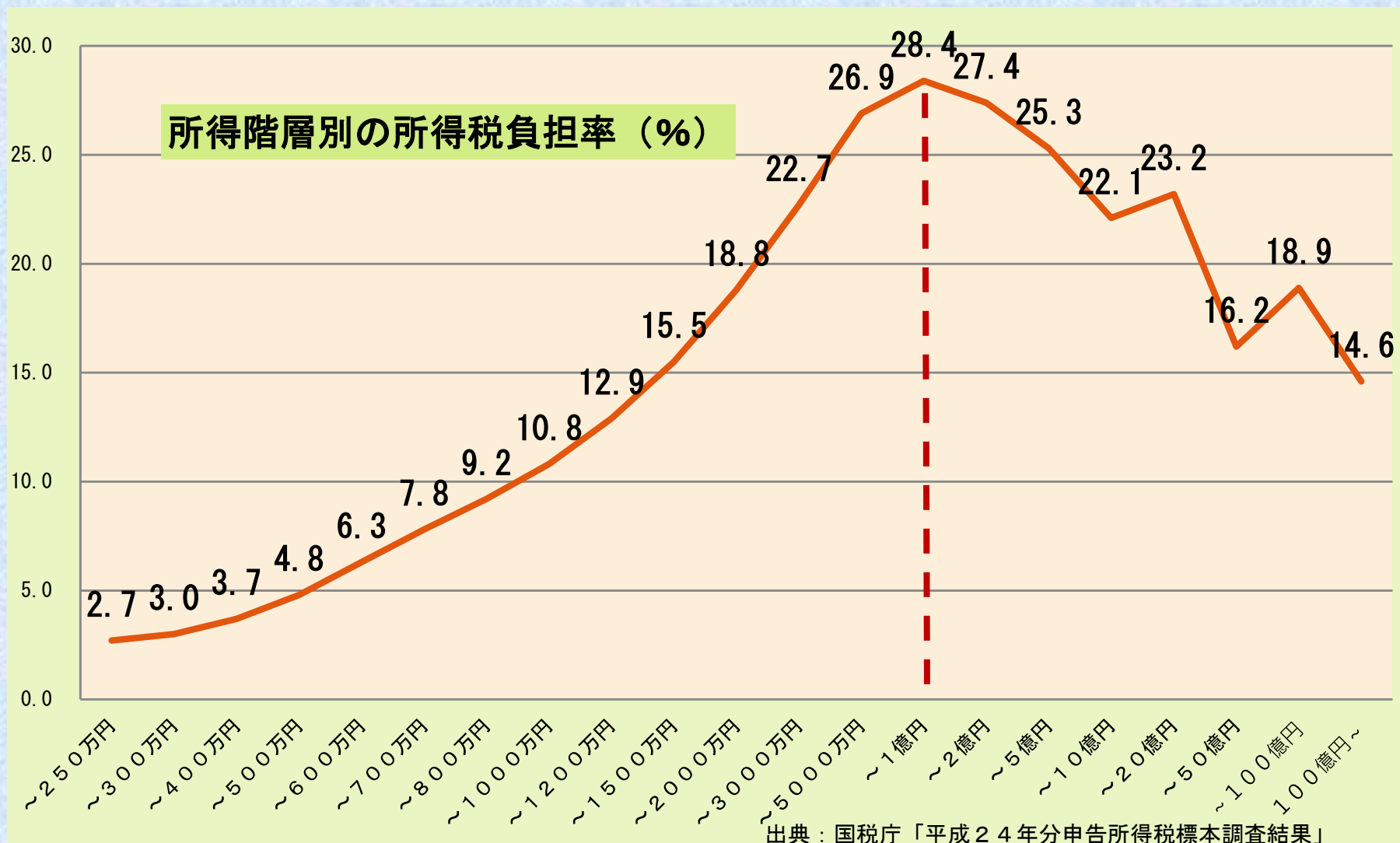
○月または四半期単位で**例外なき労働時間**上限を定める

○仕事の終業時間から翌日の始業時間までに十分なインターバル（休息）の確保を義務づける。インターバルの時間は最終的に**11時間**を目指す。

また、サービス残業解消のため、労働基準監督署の監視を強化する。

共生イレブン 11 (“格差の壁” を打ち破る財源)

1億円を超えると所得税の負担割合が低下する



“格差の壁” を打ち破るための財源

「共生イレブン」の実現に向けて...

- 金融所得課税の割合を25% (現行20%) に引き上げる

共生社会創造に向けて...

- 既存歳出の見直し、所得課税・資産課税の累進強化を含む税制の見直しを進める